

中標津町生活応援商品券取扱店の募集について

町では、物価高騰の影響を受けている町民の負担軽減を図るとともに、地域内消費の促進による地域経済の下支えを目的として、基準日時点で中標津町の住民基本台帳に登録されている全町民に1人1万円分の取扱店で使用可能な商品券を配布することとし、その取扱店を募集します。

※今回は事業者の皆様向けの案内です。町民の皆様に向けた配布時期や方法等については改めてお知らせします。

●商品券の使用期間 令和8年9月1日～令和8年11月30日

●申込方法 ・WEB申請（推奨）

・「取扱店登録申請書」を中標津町役場経済振興課または中標津町商工会へ提出

●申込期限 令和8年7月17日(金)

※期限を過ぎた場合、商品券配布時に同封予定の「取扱店一覧表」へ掲載されません。町ホームページでは、最新の「取扱店一覧表」として掲載されます。

●その他 取扱店の登録資格および申請書等は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ



WEB申請はこちら
※事前に登録資格をご確認ください。

問い合わせは、経済振興課 商工労働係（直通 ☎74-0463）まで。

中標津橋架け替えに伴う迂回路のお知らせ



北海道

◆はじめに

この度、老朽化した「中標津橋」の架け替え工事に伴い、現在の橋を通行止めとさせていただきます。工事期間中は迂回路として仮道および仮橋を設置しますが、「車道については道路敷地の制約」、「歩行者については小中学校や公共施設等へのアクセス」を勘案し、**車両と歩行者のルートが分かれる形態**となります。通行形態が大きく変わるため、近隣の皆様には多大なるご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆迂回路の通行期間

迂回路は**令和8年度8月上旬頃から令和12年度**の期間を予定しています。

◆工事箇所・迂回路案内

迂回路が主要な通行ルートとなるため、交差点での交通規制や通行方法が変更されます。

通行の際には信号機・道路標識・規制看板に十分にご注意いただき、安全運転をお願いします。



◆連絡先・お問い合わせ先

迂回路についてのお問い合わせなどがございましたら、下記までご連絡ください。

事業者：北海道 釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所 道路係（電話番号 0153-72-3213）

通行注意箇所の詳細につきましては、中標津町ホームページ等でご確認いただけます。